

高知市公共施設LED化推進業務委託

仕様書

目次

1	件名	1
2	目的	1
3	事業概要	1
4	履行場所	1
5	履行期間	1
6	提出書類	1
7	業務概要	2
8	対象範囲及び対象器具	2
9	LED照明器具の仕様	3
10	取替作業等に関する仕様	4
11	完了検査	8
12	保証期間	8
13	委託料の変更	8
14	その他	8
	別表1 使用器具提案書記載事項（各施設ごと）	9
	別表2 取替検討書記載事項（各施設ごと）	9

1 件名

高知市公共施設LED化推進業務委託

2 目的

本市が所有する公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いLED電灯に順次交換することにより、長期的な電灯の安定運用と経費節減を目指すもの。

3 事業概要

本市では、令和3年5月に「2050 ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策地域推進実行計画において「照明のLED化」を掲げるとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき、令和4年8月「高知市有施設包括的エネルギー管理標準」を策定し、省エネルギーの取組を進めるとともに、これまでも、施設改修に併せて、照明設備のLED化に取り組んでいる。

公共施設等の照明設備をLEDへ改修することでエネルギーの削減効果が見込まれており、今後製造が終了する見込みである蛍光灯への対策も必要であることから、令和6年度は省エネ効果の高い施設を優先し、順次LEDに取替えを行うもの。

4 履行場所

別紙1「対象施設一覧表」のとおり

5 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

6 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

- ① 業務責任者届出書
- ② 業務着手届

(2) 契約以降の提出書類

- ① 全体工程表（契約締結後5日以内）
- ② 委託費内訳書（契約締結後5日以内）
- ③ 使用器具提案書
- ④ 取替検討書
- ⑤ 発生材処理計画書
- ⑥ 打合せ議事録

(3) 業務完了時（最終内訳書、業務完了届以外は、完成図書として施設ごとに作成）

- ① 最終内訳書

- ② 業務完了届
- ③ 完成図（最終器具配置図）
- ④ サービス体制表
- ⑤ 使用器具一覧，取扱説明書，保証書
- ⑥ 各種測定結果報告書
- ⑦ 納品時製造元より発行される器具の試験成績書
- ⑧ 省エネルギー試算資料
- ⑨ 発生材処理報告書
- ⑩ 完成写真

7 業務概要

- (1) 契約後速やかに全対象施設に対する現地調査を行い，施設ごとに使用器具提案書（別表1参照）を作成し提出する。
- (2) 本業務担当職員による確認を受けた使用器具提案書に基づき，照明器具等を調達する。
- (3) 施設担当職員と作業予定等を調整の上，取替検討書（別表2参照）を作成し本業務担当職員に提出する。
- (4) 照明器具等の納期が確定次第，取替検討書を基に具体的な作業日程の調整を行う。
- (5) 取替検討書に基づき，取替作業を行う。
- (6) 施設ごとに完成図書を作成し，本市に提出する。
- (7) すべての対象施設の完成図書が完了した段階で，本市の完了検査を受ける。

8 対象範囲及び対象器具

- (1) 原則，敷地内の全ての照明を対象とする。ただし，以下の照明器具は除く。
 - ① 図面で示した対象外範囲に設置されているもの
 - ② 再利用可能な既設LED照明（既にLED化されているもの。但し，器具製造から10年以上が経過している場合は，本業務担当職員へ報告し取替の要否について協議すること。）
- (2) 管球を取り外し，点灯を間引きしている照明器具は対象とする。
- (3) スポットライトのうち，舞台演出用照明は取替対象外とする。
- (4) 防災照明のうち，誘導灯及び専用形非常用照明器具は取替対象外とする。
- (5) 屋外に設置された照明器具のうち，公園灯，街路灯及びグラウンド照明は取替対象外とする。
- (6) 既設蛍光灯照明器具を直管LEDランプに交換しているものは，原則取替対象とする。ただし，既設安定器を使用していない，ランプの落下防止措置等が適切に取られている等，安全性や省エネルギー性が確保できている場合は，本業務担当職員へ報告

し、和室等意匠性を求められる場合は、本業務担当職員と協議の上選定し、使用器具提案書に記載すること。

- ⑤ LED照明器具については、使用に当たりちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、取替後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

(3) 取替による省エネルギー試算

完了検査を受ける際に、既設照明器具の使用電力量に対しLED照明器具に交換することによる使用電力の削減見込量について試算した資料を作成し、施設ごとの一覧を提出すること。

10 取替作業等に関する仕様

(1) 現地調査・作業検討

- ① 現地調査を行うに当たり、施設担当職員に事前連絡をすること。
- ② 現地調査を行う者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録のある、本市内に本社を有する電気工事業者とすること。
- ③ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・数量・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ④ 現地調査後、施設ごとに、使用器具提案書を作成し、本業務担当職員に提出すること。
- ⑤ 取替作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とし、本市の競争入札参加資格者名簿に登録のある、本市内に本社を有する電気工事業者による作業とすること。
- ⑥ 取替作業に当たっての安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故への対応は、受託者の負担にて行うものとする。
- ⑦ 作業に伴う足場等の仮設物について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。
- ⑧ 机や椅子等の養生や移動については、施設担当職員と協議の上、その方法について取替検討書に記載すること。
- ⑨ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、範囲、期間等について事前に施設担当職員と調整の上、取替検討書に記載すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設担当職員と調整すること。
- ⑪ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、発生材処理計画書にて提出すること。
- ⑫ 現地調査により契約締結後5日以内に提出した委託費内訳書の内容と変更があつ

- ⑭ 高所の天井照明の取替作業において、取替作業終了後、容易に本業務担当職員による確認ができないものについては、足場等の撤去前に確認を受けること。
- (4) 取替作業における留意事項
- ① 取替作業において、必要となる各種申請、届出等は、受託者の責任・費用において行うこと。また、仮設、取替方法及びその他必要な一切の作業は、受託者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
 - ② 受託者は、取替作業完了後速やかに施設担当職員に報告し点灯確認をした上で、早期に部分使用が可能となるよう努めること。
 - ③ 取替作業後、部分使用が遅れることにより施設運営に支障をきたす場合は、速やかに本業務担当職員及び施設担当職員に連絡をすること。
 - ④ 取替作業時の騒音、振動の低減に努めるとともに、騒音、振動の恐れがある場合は、事前に対象施設の施設担当職員と協議し施設運営に支障をきたさないように配慮すること。
 - ⑤ 作業中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は、本市と速やかに協議し、受託者の責任において修繕等の対応を実施すること。
- (5) 取替作業日、作業時間、作業スペース
- ① 取替作業日程、作業時間の調整は、受託者が行うこと。調整先は本市から提示する。
 - ② 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に作業を行う場合は、事前に計画書を提出し、本業務担当職員及び対象施設の施設担当職員の了解を得た上で作業を行うこと。
 - ③ 作業時間は、施設担当職員と協議し決定すること。なお、施設のイベントや繁忙期をずらす等、施設運営への影響を最小限にすると共に施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に出務することがないよう十分配慮すること。
 - ④ 作業に供する車両の駐車スペース、また、交換するLED照明器具及び撤去した既設照明器具の保管スペース等について、事前に施設担当職員と協議し、必要スペースの確保を行うこと。
 - ⑤ 作業に取り掛かるまでの期間、施設の保管スペースが確保できない場合は、受託者にて保管場所を確保すること。
- (6) 取扱説明
- 調光及び調色を行う器具は、施設担当職員に操作方法を説明すること。
- (7) 安全管理
- ① 取替期間中は、作業に伴う事故及び災害の防止に努めること。
 - ② 事故、火災等への対応について、受託者はあらかじめ緊急連絡体制を定め、取替検討書に記載すること。また、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じた上で、本市へ連絡すること。

別表1 使用器具提案書記載事項（各施設ごと）

No.	項目	概要
1	使用器具一覧	取替器具の型番，数量，色温度・光束，消費電力
2	器具配置図（図面等）	提供図面等に，取替する予定の器具の配置，型番が分かるようマーキング等を行ったもの
3	取替器具の製造元仕様書	

別表2 取替検討書記載事項（各施設ごと）

No.	項目	概要
1	緊急連絡体制	業務関係者及び緊急時の連絡先
2	作業者名簿	作業者名，保有資格（コピー等の提出は不要）等
3	作業予定表	作業日，作業時間，作業工程等がわかる予定表を作成
4	安全計画	感電防止，高所作業等
5	各種申請，届出	道路管理者等，必要に応じて届出
6	養生・仮設計画	必要に応じて作成
7	器具搬入・搬出計画	器具の搬入予定日，保管場所，搬入出経路等